

吹田市居住支援協議会の設立に向けて

1. 背景

【現状・課題】

- 住宅セーフティネットは公的住宅だけでは量的・制度的に不十分
- 民間賃貸住宅の大家は、入居者の孤独死や家賃滞納などがリスクと考えている
- リスク回避のため、高齢者や障がい者、子育て世帯、外国人などの入居を拒否

【課題解消のポイント】

- 大家に安心して物件を提供してもらえる仕組みが必要
- 住宅確保要配慮者・賃貸住宅オーナー双方の不安・問題の解消を福祉施策でサポート
(具体的には) ①ワンストップ相談窓口を設置、福祉目線で聞き取り
②属性に応じた各種制度等の利用を提案・サポート
③協力不動産店が候補物件を紹介・同行

2. 国の動き

法改正により、住宅セーフティネットの拡充・機能の強化

【法体系の整備】

- 従来の公的住宅の建設供給から既存民間住宅ストックを活用する考え方にシフト
- 高齢者・障がい者・子育て世帯・外国人といった住居の確保に問題を抱える者を対象として「住宅確保要配慮者」と位置付け
- 居住支援の充実により住宅セーフティネット機能を強化

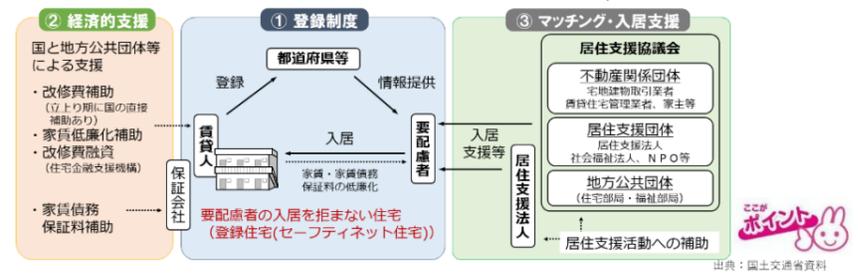
【新たな3本柱】

新たな住宅セーフティネット制度の概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】

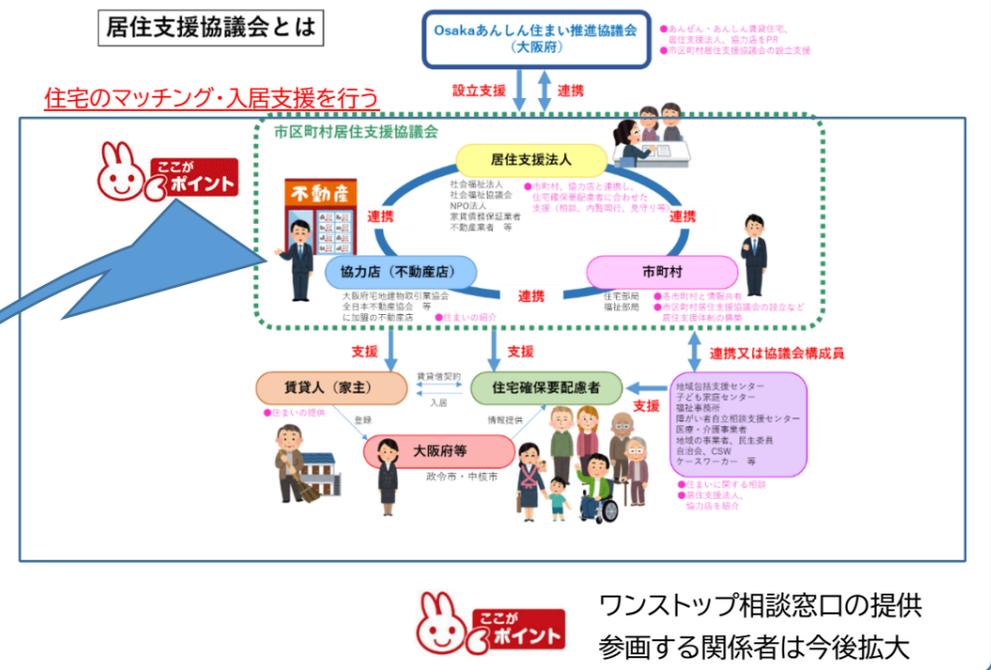


国からの補助金で居住支援活動を実施

3. 大阪府の動き

大阪府は市区町村ごとの居住支援協議会の設置を推進・支援

【居住支援協議会のイメージ(大阪府版)】



4. 吹田市の取り組み

法改正・大阪府の支援を受けて、居住支援協議会設置に向けて準備

【住宅政策室の取り組み】

- 「居住支援の仕組みづくり」を重点取り組みとして、市住生活基本計画（令和4年3月策定）に位置づけ
- 計画に基づき、関係する吹田市社会福祉協議会や不動産団体、居住支援団体に呼びかけ
- 関係者との意見交換等を継続的に実施し、「吹田市居住支援協議会」を設立（令和5年2月24日設立総会）

【設立準備会で検討した居住支援協議会の構成】

- ・ 吹田市・・・各市町村と情報共有、居住支援体制の構築など
(住宅政策室・福祉総務室、生活福祉室、高齢福祉室、障がい福祉室)
- ・ 福祉関係団体・・・相談窓口の運営・内覧同行、見守り等の福祉サポート、サービス提供
(社福)吹田市社会福祉協議会、(社福)みなと寮、(社福)成光苑、(社福)こぼと会
- ・ 不動産関係団体・・・住まいの紹介(大家・加盟店への協力依頼、物件の確保・提供)
(公社)全日本不動産協会大阪府本部北大阪支部、
大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部)
- ・ オブザーバー(大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課)

会長：(社福)吹田市社会福祉協議会
副会長：吹田市住宅政策室、監事：吹田市福祉総務室
事務局：吹田市住宅政策室、(社福)みなと寮